

## 第4次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針策定等支援業務委託仕様書

第4次宝塚市人権啓発及び人権啓発基本方針策定等支援業務委託について、次のとおり仕様を定める。

### 1 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

第4次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針策定等支援業務委託

#### (2) 目的

平成12年(2000年)施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている人権教育、啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務に基づき、本市の人権施策の指針として第4次宝塚市人権啓発及び人権啓発基本方針(以下、「第4次基本方針」という。)を策定する。

本基本方針に基づき人権施策を実施することで、総合計画に掲げている「すべての人の人権が尊重され、平和の下、誰もがありのままに自分らしく生きているまち」の実現をめざす。

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日

#### (4) 委託業務項目

- ア 人権問題に関する市民意識調査(以下、「意識調査」という。)回答の入力及び調査結果の集計及び分析業務
- イ 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(以下、「現行基本方針」という。)の分析
- ウ 第4次基本方針案及び第4次基本方針概要版案の作成
- エ 第4次基本方針及び第4次基本方針概要版印刷用電子データの作成
- オ 宝塚市人権審議会及び小委員会(以下、「審議会等」という。)への支援
- カ その他の第4次基本方針策定業務を実施するに当たり必要な業務

### 2 委託業務内容

#### (1) 全委託業務項目に係る基本計画及び工程策定

#### (2) 調査票回答入力等

回答済み調査票点検及び調査項目データ入力作業

送付予定件数 3,000件(回答方法:郵送とネット)

※参考件数

・前回の意識調査回答件数 1,463件

(平成28年度実施、対象:3,000人、回答方法:郵送のみ)

・男女共同参画に関する市民意識調査回答件数 1,083件

(令和6年度実施、対象:3,000人、回答方法:郵送:850件、インターネット:233件)

#### (3) 調査項目の単純集計・クロス集計等の集計作業及び分析作業

ア 集計項目については、市及び受託者が協議のうえ決定するものとする。

イ 分析作業については、市及び受託者が協議のうえ決定するものとする。なお、この分析に際しては、市が過去に実施した意識調査の結果も比較分析するものとする。

- ウ 成果品は、人権問題に関する市民意識調査報告書（以下、「調査報告書」という。）とする。
- エ 成果品については、幅広い年代に読んでいただくことを考慮し、グラフ及び図等を要所に配置し、必要に応じカラーを使用するなど、デザインに関する専門性を発揮し、効果的な誌面とすること。ただし、モノクロ印刷にも配慮した色彩とすること。また、軽微な修正ができるよう電子データでの納品とする。なお、当該成果品の作成に際しては、市と協議すること。

(4) 現行基本方針の分析

- ア 現行基本方針の現状把握、評価を行った上で、意識調査や現行基本方針の進捗状況を踏まえた現行基本方針の課題の整理、分析を行う。
- イ 成果品については、任意の様式により作成した報告書を提出すること。

(5) 第4次基本方針案及び第4次基本方針概要版案の作成

- ア 人権三法（部落差別解消推進法・ヘイトスピーチ解消法・障害者差別解消法）及び性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律等人権に関連する法令、国及び県が定める基本指針、宝塚市総合計画及び宝塚市男女共同参画推進条例等その他市の各種行政計画との整合を図るとともに、市が特に重点的に取り組むべき施策、新たに取り組むべき施策等を検討し、第4次基本方針の人権に関する基本理念の立案、個別の人権問題に対する取組の立案、具体方策の設定を行うこと。
- イ 意識調査により把握した意見、審議会等の審議の結果、並びに現行基本方針の実績等を分析し、その結果を踏まえ、アに掲げる内容に対して必要な検討を加え、第4次基本方針案を策定すること。

- ウ 成果品は、第4次基本方針案及び第4次基本方針概要版案とする。成果品については、幅広い年代に読んでいただくことを考慮し、グラフ及び図、イラスト等を要所に配置し、必要に応じカラーを使用するなど、デザインに関する専門性を発揮し、効果的な誌面とすること。ただし、モノクロ印刷にも配慮した色彩とすること。また、軽微な修正ができるよう電子データでの納品とする。なお、当該成果品の作成に際しては、市と協議すること。

(6) 第4次基本方針及び第4次基本方針概要版の作成

- ア パブリック・コメント実施結果を反映した第4次基本方針及び第4次基本方針概要版を作成すること。
- イ 成果品は、第4次基本方針及び第4次基本方針概要版とする。成果品については、幅広い年代に読んでいただくことを考慮し、グラフ及び図、イラスト等を要所に配置し、必要に応じカラーを使用するなど、デザインに関する専門性を発揮し、効果的な誌面とすること。ただし、モノクロ印刷にも配慮した色彩とすること。また、軽微な修正ができるよう電子データでの納品とする。なお、当該成果品の作成に際しては、市と協議すること。

(7) 審議会等への支援

- ア 契約期間内に予定している開催回数は、令和8年度に審議会を3回程度、令和9年度に審議会を3回程度、小委員会を4回程度である。これらについて審議内容の要旨を把握すること。審議内容については、市から音声データ等で提供することも可能である。但し、受託者が出席を希望する場合は出席も可とする。
- イ 審議会等へ情報提供を行うこと。  
審議会への出席は令和8年度に1回、令和9年度に1回とし、令和8年度は調査報告書の説明を令和9年度は基本方針案の説明をそれぞれ審議会にて行うこと。

ウ 審議会等の指示及び助言による調査を行うこと。

エ その他、市から指示される審議会等の運営に必要な事項。

(8) 第4次基本方針策定のための業務打ち合わせ

委託業務の実施にあたっては、業務の適切な遂行を図るため、市と随時打合せを行い、連絡事項をその都度記録し、必要に応じて市にその記録を提供するものとする。

3 成果品及び成果品納入期限

(1) 調査報告書

(サイズ A4。両面印刷 100 ページ程度。集計結果を分析し、コメントとグラフ等の図を多用して作成。製本3部及びバラ1部。CD-R 電子媒体1式)

(2) 調査報告書概要版

(サイズ A4。両面印刷 20 ページ程度。集計結果を分析し、コメントとグラフ等の図を多用して作成。製本3部及びバラ1部。CD-R 電子媒体1式)

(3) 意識調査結果の集計データ

(CD-R 電子媒体1式)

(4) 現行基本方針の分析報告書

(任意の様式)

(5) 第4次基本方針案

(サイズ A4。両面印刷 100 ページ程度。グラフやイラスト等の図を多用して作成。CD-R 電子媒体1式)

(6) 第4次基本方針概要版案

(サイズ A4。両面印刷 12 ページ程度。グラフやイラスト等の図を多用して作成。CD-R 電子媒体1式)

(7) 第4次基本方針

(サイズ A4。両面印刷 100 ページ程度。グラフやイラスト等の図を多用して作成。製本3部及びバラ1部。CD-R 電子媒体1式)

(8) 第4次基本方針(概要版)

(サイズ A4。両面印刷 12 ページ程度。グラフやイラスト等の図を多用して作成。製本3部及びバラ1部。CD-R 電子媒体1式)

(9) 審議会等資料データ(CD-R 電子媒体1式)

(10) 成果品納入期限

項目	納入期限
(1)~(3)	令和9年3月31日までとするが、速報結果(単純報告)については、調査票回収後速やかに納品すること。
(4)~(6)	市及び受託者の協議により定める。
(7)~(8)	令和10年3月31日までとする。
(9)	審議会等開催日の10日前までとする。

(11) その他

成果品の電子データは、市が指定する形式(Word 及び Excel、PDF、CSV 等)にて提出すること。

#### 4 検査

受託者は、成果品が完成したときは、市に提出し、完了検査を受けるものとする。

なお、受託者の責に帰すべき理由による不良が発生又は発見された場合は、受託者は、速やかに適切な処置を講じなければならない。

#### 5 再委託の禁止

受託者は、原則本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。本業務の一部分を再委託する場合は、事前に市と協議のうえ、承諾を得ること。

#### 6 損害賠償等

(1) 委託業務の実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害については、すべて受託者の責任により解決し、結果を報告するものとする。

(2) 委託業務実施中に、天災その他第三者により生じた損害は、すべて受託者の責任とする。

#### 7 支払い条件

業務完了後、一括払いとする。

#### 8 留意事項

(1) 受託者は、業務の実施に当たって受託業務の目的を十分理解したうえで、成果を出すこと。

(2) 受託者は、業務の実施に当たって業務の適切な遂行を図るため、市と常に密接な連絡を取り、業務の正確な遂行に努めること。

(3) 受託者は、業務の実施に当たって関係する法令を遵守すること。

(4) 業務の着手にあたり、次の書類を速やかに提出し、承認を得ること。

ア 誓約書(関係法令遵守)兼消費税及び地方消費税(課税・免税)事業者届

イ 受託責任者届

ウ 工程表

エ 着手届

オ 暴力団の排除に関する誓約書

カ その他市が指示する書類

(5) 受託者は、業務の遂行上において知り得た事項について守秘義務を負うとともに、業務内容及び成果等を市の許可なく使用または利用してはならない。

(6) 市は、委託業務遂行上必要な関係資料を受託者に貸与し、受託者は貸与された関係資料を委託業務完了後、遅滞なく市に返還しなければならない。

(7) 受託者は、業務の必要上、提供を受けた資料等については、厳重な注意をもって保管し、受託業務以外に使用し、又は第三者に提供し又は複写してはならない。

(8) 受託者は、仕様書に記載されていない事項が生じた場合は、市と協議し指示に従うこと。

(9) 業務において使用及び作成した資料または成果品(以下「成果品等」という。)の著作権、著作権は全て市に帰属する。成果品等の作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用または転用する場合、著作権、その他法令上の権利等の調整を行い、その了承を得なければならない。

(10) 業務完了後は、業務完了報告書を提出すること。